

●香川県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年1月17日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和2年1月17日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 紫雲出山線（232号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町積字新田道下 1567番2地先から 三豊市詫間町積字新田1625番 1地先まで	12.9~32.6	131	平成25年香川県告示第513号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年1月17日